

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会
横浜市立丸山台小学校
校長 新井 篤志

緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業についてのお願い

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、「市立学校における一斉臨時休業についてのお願い」で、一斉臨時休業が4月20日までとお知らせしましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校の対応について要請がありました。これを踏まえて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月6日(水)まで延長することとなりました。なお、その間「緊急受入れ」「校庭開放」は実施しますが、ご案内していた**4月15日(水)の1組、16日(木)の2組の「登校日」については実施を見合わせます**ので、ご承知おきください。

臨時休業期間

4月8日(水)から5月6日(水)まで

※ 一斉臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

緊急受入れ

4月 8日(水)～4月10日(金)は8:25～12:30

4月13日(月)～5月 1日(金)は8:25～14:30(土・日・祝日を除く)

1～4年生及び個別支援学級(全学年)の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。

○1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。

○学習に必要なもの(自習になります)、**必ず健康観察票を持たせてください。**

○13日(月)からは、昼食を持たせてください。

※ 上記以外で、障害などにより1人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。

校庭開放

4月10日(金)、9:00～10:00

○全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。

○汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、**マスクを着用し必ず健康観察票を持たせてください。**

○1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。

○上記以外の校庭開放については別途、メール配信・学校ホームページでお知らせします。

その他

○お子さんの健康面や生活面、学習面について、学校に相談したいことがある場合は、ご連絡(電話 843-9631)ください。

○5月7日(木)以降のことは後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会ホームページ等でも最新の情報をご覧ください。